

人材の確保と定着のために

特定退職金 共済制度

(特退共)

ご加入のおすすめ



特定退職金共済制度（特退共）の概要

☆この制度は、所得税法施行令第73条第1項各号の要件を備えた「兵庫県中小企業団体中央会退職金共済規程」（以下「退職金共済規程」）に基づき、兵庫県中小企業団体中央会（以下「中央会」）が所轄税務署長から承認を受け、実施しております。

制度の特色

- この制度の採用により、安定した退職金制度が確立でき、法律で定められた退職手当の保全措置が講じられます。〔賃金の支払の確保等に関する法律第5条〕
- この制度では、事業主（法人又は個人）が中央会と退職金共済契約を締結のうえ掛金を納入し、従業員が退職した際には、従業員に直接退職金が支払われます。
- 掛金は全額、損金又は必要経費として扱われ、従業員の給与になりません。〔法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条〕
- この制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施する中小企業退職金共済制度（中退共制度）との重複加入も認められております。ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。

~~~~ 以下、「退職金共済規程」の中で特に重要な事項を中心に記載しておりますので、ご確認のうえお申込ください。~~~~

## 加入事業主（共済契約者）

- 兵庫県中小企業団体中央会の地区内に事業所を有する事業主（法人又は個人）

## 被共済者になれる従業員

- 事業主（共済契約者）と雇用関係にあり、加入日現在において満15歳以上満65歳以下の従業員  
※下記の方を除き、使用人兼務役員\*を含む従業員全員を被共済者とする必要があります。
- 被共済者としなくてもよい従業員
  - ①臨時に雇われている者
  - ②季節的な仕事のために雇われている者
  - ③試用期間中の者
  - ④非常勤の者
  - ⑤パートタイム労働者
  - ⑥休職中の者
  - ⑦退職金規程等により退職金の支払勤続年数に満たない者  
(例：退職金規程上、勤続2年未満の者)

\*使用人兼務役員とは、法人税法第34条第5項に規定された使用人としての職務を有する役員です。

【法人税法 第34条第5項】

第1項に規定する使用人としての職務を有する役員とは、役員（社長、理事長その他政令で定めるものを除く。）のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいう。

(使用人兼務役員とされない役員)

【法人税法施行令 第71条第1項】

- 一 代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人
- 二 副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員

(三以下省略)

左記についてよくご確認いただいたうえ、お申込ください。

## 被共済者になれない方

- 個人事業主および個人事業主と生計を一にする親族
- 法人の役員（使用人兼務役員\*を除く）
- 他の特定退職金共済制度の被共済者

## 退職金

- 退職金は、退職した従業員（被共済者）へ直接お支払いいたします。  
※いかなる場合（懲戒解雇等を含む）も事業主（共済契約者）にはお支払いいたしません。

### 【退職年金】

従業員（被共済者）が、満70歳に達して退職したとき、又は掛金納入月数60月以上で死亡以外の事由により退職したときに、加入口数及び掛金納入期間に応じた金額をお支払いいたします。

年金の支給期間は10年で、年4回（2月、5月、8月、11月）、3か月分をまとめてお支払いいたします。

※従業員（被共済者）が、退職年金に代えて一時金を希望したときは、一時金でお支払いいたします。

※年金月額が10,000円未満の場合は、退職年金に代えて一時金でお支払いいたします。

### 【退職一時金】

従業員（被共済者）が、掛金納入月数60月未満で死亡以外の事由により退職したときに、加入口数及び掛金納入期間に応じた金額をお支払いいたします。

### 【死亡退職一時金】

従業員（被共済者）が死亡により退職したときに、退職一時金の金額に加え、加入口数1口につき10,000円を加算した金額を、「退職金共済規程」に定める遺族へお支払いいたします。

- 退職金の請求は、三井生命保険株式会社に備付の請求書に退職事実が分かる書類等の必要書類を添えて、三井生命保険株式会社へご提出ください。

## 共済契約の解除

- 事業主（共済契約者）が掛金納入を6か月以上怠ったとき、中央会は共済契約を解除します。
- 従業員（被共済者）が、退職せず次に該当したとき、中央会は当該被共済者の共済契約を解除します。
  - ①個人事業主
  - ②個人事業主と生計を一にする親族
  - ③法人の役員（使用人兼務役員を除く）
- 事業主（共済契約者）は、次の場合以外には、共済契約を解除することはできません。
  - ①被共済者全員の同意を得たとき
  - ②掛金納入の継続が困難であると中央会が認めたとき
- 共済契約が解除となった場合、【解約手当金】を従業員（被共済者）へ直接お支払いいたします。  
※いかなる場合も事業主（共済契約者）にはお支払いいたしません。

## 税法上の取扱

（一般的な取扱について記載しておりますので、個別の取扱は税務署等に確認ください。）

### 【掛 金】

- 事業主（共済契約者）が納入した掛金は、従業員（被共済者）1人につき月額30,000円まで損金（必要経費）となります。〔法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条〕

### 【退職年金】

- 退職年金は、雑所得として公的年金等控除が受けられます。〔所得税法第35条、所得税法施行令第82条の2〕

### 【退職一時金】

- 退職一時金は、退職所得として退職所得控除が受けられます。〔所得税法第30条、所得税法施行令第72条〕

### 【死亡退職一時金】

- 遺族が受け取る死亡退職一時金は、相続財産として相続税の対象となります。〔相続税法第3条、第12条〕

### 【解約手当金】

- 解約手当金は、一時所得となります。〔所得税法施行令第76条〕

## 掛 金

- 事業主（共済契約者）は、1口1,000円として従業員（被共済者）1人につき最高30口（30,000円）まで掛金を毎月納入できます。
  - ※追加加入と増口は、毎月お取扱いいたします。（減口は、原則としてお取扱いいたしません。）
- 掛金は、従業員（被共済者）が退職する月まで毎月継続して納入する必要があります。
- 掛金は、全額事業主（共済契約者）負担となります。
  - ※掛金は、いかなる場合（懲戒解雇等を含む）も事業主（共済契約者）には返還しません。
  - ※事業主（共済契約者）は、従業員（被共済者）のうち特定の者につき不当な差別的取扱いをすることはできません。

## 加入申込手続

- お申込にあたり、従業員（被共済者）の加入同意が必要です。
- 「特定退職金共済制度加入申込書兼告知書」に所定の項目をご記入のうえ、毎月10日までに中央会又は引受生命保険会社である三井生命保険株式会社へご提出ください。
- 毎月10日までのお申込分については、翌月18日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に申込金（加入承諾により初月分掛金に充当）をご指定の預金口座より振替させていただきます。
  - ◇振替ができれば、振替日の翌月1日が本制度の加入日（共済契約成立日）となります。
  - ◇振替ができなかった場合は、お申込を取消されたものとみなします。

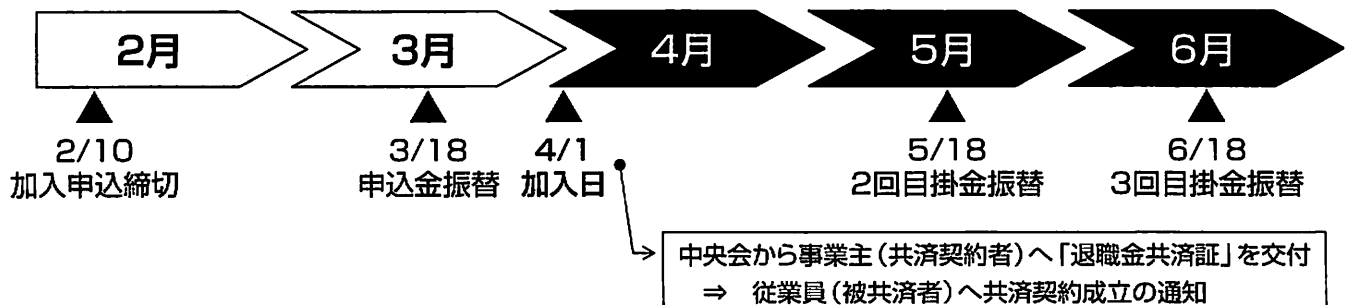
## 掛金の納入方法

- 掛金（申込金を含む）は、中央会の指定する金融機関より毎月18日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座振替により納入いただきます。
- 2回目以降の掛金が口座振替不能となった場合、その翌月に2か月分を振替させていただきます。

## 退職金共済証

- 共済契約成立後、従業員（被共済者）毎の「特定退職金共済制度 退職金共済証」を発行し、事業主（共済契約者）へお届けします。
- 事業主（共済契約者）は、共済契約成立について従業員（被共済者）に通知する必要があります。

※加入の流れ〔4月1日加入の場合〕



# 退職金支給額表

| (加入口数1口あたり) |         |         |          |
|-------------|---------|---------|----------|
| 掛金納入期間      | 退職一時金額  | 退職年金月額  | 死亡退職一時金額 |
| (年)         | (円)     | (円)     | (円)      |
| 1           | 11,630  |         | 21,630   |
| 2           | 23,330  |         | 33,330   |
| 3           | 35,090  |         | 45,090   |
| 4           | 46,920  | (400)   | 56,920   |
| 5           | 58,820  | (500)   | 68,820   |
| 6           | 70,780  | (610)   | 80,780   |
| 7           | 82,810  | (710)   | 92,810   |
| 8           | 94,910  | (820)   | 104,910  |
| 9           | 107,070 | (920)   | 117,070  |
| 10          | 119,310 | (1,030) | 129,310  |
| 11          | 131,610 | (1,130) | 141,610  |
| 12          | 143,980 | (1,240) | 153,980  |
| 13          | 156,420 | (1,350) | 166,420  |
| 14          | 168,930 | (1,460) | 178,930  |
| 15          | 181,510 | (1,570) | 191,510  |
| 16          | 194,160 | (1,670) | 204,160  |
| 17          | 206,880 | (1,780) | 216,880  |
| 18          | 219,670 | (1,900) | 229,670  |
| 19          | 232,540 | (2,010) | 242,540  |
| 20          | 245,470 | (2,120) | 255,470  |
| 21          | 258,480 | (2,230) | 268,480  |
| 22          | 271,560 | (2,340) | 281,560  |
| 23          | 284,710 | (2,460) | 294,710  |
| 24          | 297,940 | (2,570) | 307,940  |
| 25          | 311,250 | (2,690) | 321,250  |
| 26          | 324,620 | (2,800) | 334,620  |
| 27          | 338,070 | (2,920) | 348,070  |
| 28          | 351,600 | (3,040) | 361,600  |
| 29          | 365,200 | (3,150) | 375,200  |
| 30          | 378,880 | (3,270) | 388,880  |
| 31          | 392,640 | (3,390) | 402,640  |
| 32          | 406,470 | (3,510) | 416,470  |
| 33          | 420,380 | (3,630) | 430,380  |
| 34          | 434,370 | (3,750) | 444,370  |
| 35          | 448,440 | (3,870) | 458,440  |
| 36          | 462,580 | (4,000) | 472,580  |
| 37          | 476,810 | (4,120) | 486,810  |
| 38          | 491,110 | (4,240) | 501,110  |
| 39          | 505,500 | (4,370) | 515,500  |
| 40          | 519,960 | (4,490) | 529,960  |

## ●退職金支給額について

○退職一時金、退職年金は、「退職金共済規程」に基づき、加入口数及び掛金納入期間に応じて支給します。

○上表は、新規加入・増口部分についての支給額です。

※加入後の制度財政状況等により、「退職金共済規程」改定に基づき、支給額が変更となる場合があることを予め承知おきください。

#### 【制度の運営について】

- 本制度において、掛金は、主に中央会が引受生命保険会社（三井生命保険株式会社（事務幹事会社）および共同取扱会社）と締結した新企業年金保険契約に基づき運用されます。
- 加入申込書の受理、給付金請求書の受付等、一部業務については引受生命保険会社へ業務委託しております。

#### 【個人情報の取扱いについて】

本制度の運営にあたり、中央会は、申込書類に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日等）を本制度の事務手続きのために使用し、中央会が保険契約を締結する引受生命保険会社（三井生命保険株式会社（事務幹事会社）および共同取扱会社）へ提出します。

引受生命保険会社は受領した個人情報を保険契約の引受・継続・維持管理、その他保険契約に付随する業務のために利用し、また、中央会および他の引受生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、中央会および引受生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受生命保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受生命保険会社にも提供されます。

※本資料は、「退職金共済規程」に基づき、特定退職金共済制度の概要を説明したものです。  
記載のない事項は「退職金共済規程」に基づき運営されます。  
なお、今後、制度・運用資産・税制等の改正により記載内容が変更となる場合があります。  
ご不明な点がございましたら、下記までご照会願います。

## ●お問い合わせ

# 兵庫県中小企業団体中央会

〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通4-16-3（兵庫県民会館3階）  
電話 078 (331) 2045

引受生命保険会社

〈幹事〉 **三井生命保険株式会社**  
**AIGエジソン生命保険株式会社**

**引受生命保険会社連絡先**

●このパンフレットをお届けした担当者